

2025年2月4日

各位

会社名：川崎汽船株式会社
代表者名：代表取締役社長 社長執行役員 明珍 幸一
(コード番号 9107：東証プライム)
問合せ先：総務グループ長 二口 正哉
(TEL 03-3595-5061)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月28日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は2024年12月13日付の「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、本臨時株主総会において承認されることを条件として、当社の機関設計を「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に移行いたします。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行います。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設し、あわせて、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第44条（中間配当）の規定を削除します。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利に関する規定を新設します。
- (4) その他、上記の各変更に伴う、条数の変更、文言の整理等、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

臨時株主総会開催予定日	2025年3月28日
定款変更の効力発生予定日	2025年3月28日

以上

(別紙) 新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人	(機関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <u>(3)執行役</u> <u>(4)会計監査人</u>
第5条・第6条 (省略)	第5条・第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条 (省略)	第7条 (現行どおり)
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号 に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項 の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
第9条～第14条 (省略)	第9条～第14条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集する。当該 <u>取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。</u> 2. <u>株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</u>
第16条～第22条 (省略)	第16条～第22条 (現行どおり)
(代表取締役及び特称取締役) 第23条 <u>取締役会の決議をもって代表取締役</u>	(特称取締役) 第23条 (削除)

<p>若干名を定める。</p> <p><u>2. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u></p>	<p>取締役会の決議をもって取締役会長1名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 (省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会及び常勤監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の招集者及び議長)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。ただし、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第39条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第29条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p><u>(選定)</u></p>

(新設)	<u>第30条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</u>
(新設)	<u>第6章 執行役</u>
(新設)	<u>(員数)</u> <u>第31条 当社の執行役は、1名以上とする。</u>
(新設)	<u>(任期)</u> <u>第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u> <u>2. 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>(選任)</u> <u>第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(代表執行役及び特称執行役)</u> <u>第34条 取締役会の決議をもって代表執行役若干名を定める。</u> <u>2. 取締役会の決議をもって執行役の中から執行役社長1名及び特称執行役若干名を定めることができる。</u>
<u>第6章 (省略)</u> <u>第40条・第41条 (省略)</u>	<u>第7章 (現行どおり)</u> <u>第35条・第36条 (現行どおり)</u>
<u>第7章 (省略)</u> <u>第42条 (省略)</u>	<u>第8章 (現行どおり)</u> <u>第37条 (現行どおり)</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日) <u>第43条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u> (新設) <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	(剰余金の配当の基準日) <u>第39条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

<p>(中間配当)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p><u>第45条</u> 期末配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p><u>第40条</u> 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>